

# 県産木材「やまがたの木」認証方法

令和7年3月11日改正

## 第1 趣 旨

この認証方法は、県産木材「やまがたの木」認証実施要綱第3条第1項に係る認証方法について定める。

## 第2 販売管理の方法

- 1 認定事業者は、次の事項を記載し、入出荷とともに販売管理票を作成する。
  - (1) 伐採地（市町村名）
  - (2) 素材生産業者名もしくは原木市場
  - (3) 認定事業者の認定番号及び管理番号
  - (4) 出荷者及び出荷年月日
  - (5) 販売先及び販売品名
  - (6) 出荷者の証明印
- 2 認定事業者が、改正クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律）第2条4項に定める「木材関連事業者」である場合には、同法第6条に定める「原材料情報」に基づき「合法性の確認」を行った後に「出荷者証明」を行うものとする。
- 3 認定事業者は、「やまがたの木」の販売に当たっては、販売管理票（様式第4号）を製品に添付して出荷する。
- 4 認定事業者は、販売管理票とその関係書類を5年間保存する。

## 第3 分別管理の方法

- 認定事業者は、入荷、保管、製造加工、出荷等の各工程において、「やまがたの木」がその他の材と混在しないよう保管場所や工程を区分して管理を行う。
- 2 認定事業者は、各工程において、適切な表示方法（マークを表示した標識看板、旗、シート、ラベル、刻印、ペンキ等）により、「やまがたの木」である旨を表示するよう努める。